床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物		建築確認　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物		建築確認　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
（略）		

（略）

第二号の二様式（第十四条関係）（Ａ４）

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数

（略）

業　務　の　区　分	実施件数
床面積の合計が300㎡以内の建築物	（略）
床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	（略）
（略）	（略）

備考１　申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った確認検査の件数（遠隔の検査及び実地の確認検査の合計の件数とする。以下同じ。）を記載すること。ただし、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法第１条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧基準法」という。）第６条の２第１項（旧基準法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）又は第７条の２第１項（旧基準法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている場合は、改正法の施行の日（平成19年６月20日）から起算して20年を経過する日までの間は、平成19年６月20日から申請の日の属する事業年度の開始の日の前日までの間において行った確認検査の件数を記載すること。

２　（略）

床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物		建築確認　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物		建築確認　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
（略）		

（略）

第二号の二様式（第十四条関係）（Ａ４）

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数

（略）

業　務　の　区　分	実施件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物	（略）
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	（略）
（略）	（略）

備考１　申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った確認検査の件数を記載すること。ただし、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法第１条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧基準法」という。）第６条の２第１項（旧基準法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）又は第７条の２第１項（旧基準法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている場合は、改正法の施行の日（平成19年６月20日）から起算して20年を経過する日までの間は、平成19年６月20日から申請の日の属する事業年度の開始の日の前日までの間において行った確認検査の件数を記載すること。

２　（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第一（第三条及び第四条関係）	**別表第一**（第三条及び第四条関係）
（略）	（略）